徳島大学総合科学部渭水会会長賞表彰要項

（目　的）

第１条　研究活動及び学生としての活動全般について優れた者を表彰する。

（表彰人数）

　　第２条　学部生３名、院生１名とする。

（表彰者の選考）

　　第３条　学部生は４年次前期終了、院生は修了・退学時の前期終了までの研究活動・社会活動・

　　　　　　成績等に基づいて行う。

　　第４条　次の基準に該当するもの。

　　　　　 (1)　研究活動・社会活動等で優れた業績を有する者

　　　　　　(2)　GPA上位者

（表彰の決定）

　　第５条　表彰の決定は、学部長が招集する選考委員会で協議し、渭水会会長に推薦し、

　　　　　　決定する。

（表彰の時期等）

　　第６条　表彰は、学部生においては４年次後期、院生においては修了・退学時の後期に

　　　　　　渭水会会長が行う。

　　　　　　副賞として１名につき５万円を給する。

（要項の改廃）

　　第７条　この要項の改廃は、総会の議によって行うものとする。

　附　記

　　平成２９年５月２７日(土)の総会で決定し、平成２９年度より実施する。